

令和5年3月30日

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定により、令和5年3月3日付けで次の法人の設立の認証を取消しました。

- 1 取消理由
3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため
- 2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 青少年体験活動サポートセンター	北海道旭川市川端町 二条六丁目2番19号	この法人は、次代を担う青少年(障がいを持つ者を含む)に対し、学習活動、創作活動、野外活動、環境教育活動、職業体験活動、スポーツ・レクリエーション活動、奉仕活動、交流活動等の様々な体験に関する事業を行い、出会いや学び、お互いを認め合い、成長していく場を創造するとともに、心身共に豊かに生きていくことを育みながら、広く社会教育の推進と子ども達の健全育成をサポートし、もってまちづくりの推進や子育て支援、地域・国際交流等に寄付する。また、それらを指導する者の養成を行うことにより、その資質の向上と交流支援を助長させるとともに、更なる体験活動の普及と円滑な展開を図ることで、公益に貢献することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。